

事務連絡
平成30年8月14日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任制度の導入に伴う事務取扱について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費(以下「あはき療養費」という)においては、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日保発0612第2号)及び「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」(平成30年6月20日保医発0620第1号)が通知され、あはき療養費に関する不正対策が実施されるとともに、受領委任制度が導入されることとなりました。

これに伴い、貴組合においては、受領委任制度の導入について検討を頂くこととなりますが、今後の事務においては下記の事項に留意のうえ、今後の事業運営に遺憾なきよう取り組みをお願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

療養費については、健康保険法第87条により、償還払いを原則としているが、今般、あはき療養費において受領委任制度を導入し、制度への参加は保険者の裁量で判断することとしたところである。

このため、今後、あはき療養費にかかる支払い方法としては、「償還払い」または「受領委任制度に基づく支払い」の2つの方法となること。

なお、「当事者間(受療者と施術者)の契約」(以下「代理受領」という。)に基づく支払い方法については、受領委任制度の導入に伴い、今後は、認められないこと。

2. 支払い方法の決定

あはき療養費にかかる支払い方法及び実施時期については、被保険者の費用負担のあり方や、審査のあり方など、重要な項目と関係することから、現存の支払い方法から変更しない場合にあっても、その旨を組合会で審議されたい。

なお、償還払いを採用する健康保険組合のうち、現在、代理受領に基づく支払いを認めている健康保険組合においては、代理受領に基づく支払いの廃止日を併せて議決されたい。

※理事長専決は理由の如何を問わず認められないことに特に留意されたい。

3. 受領委任制度による支払いの実施時期

受領委任制度については、平成31年1月1日から導入されるが、健康保険組合の実施時期については、平成31年1月1日、4月1日、それ以降は月初ごとに健康保険組合が選択することとされている。

そのため、受領委任制度を導入する健康保険組合においては、実施時期前までの間は従前の支払い方法によるものであること。

(参 考)

平成31年1月1日以降におけるあはき療養費の支払い方法について

1. 償還払いの組合

償 還 払 い	代理受領による支払い	受領委任制度による支払い
採 用	対応不可	不 採 用

2. 受領委任制度による支払いの組合

償 還 払 い	代理受領による支払い	受領委任制度による支払い
可 能(※)	対応不可	採 用

※ 受領委任制度に対応していない施術所による請求に限る。